糸島市コミュニティセンター設置計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果

1. パブリックコメントの実施概要

◆意見募集期間:平成31年1月22日(火)から2月20日(水)まで

◆素案の公表場所:地域振興課、生涯学習課、市役所情報公開コーナー、市立公民館、市ホームページ

◆意見提出先:公表場所へ設置した意見回収箱に投函、持参、郵送、FAX、電子メール

◆意見提出数:4件(提出者4名)

※ほか1件(提出者1名)は、無記名による提出のため無効

2. 寄せられた意見の概要と意見に対する考え方

| ページ | 該当箇所 | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|------|-----------------------------|---------------------|
| P 7 | 怡土公民 | 怡土公民館の | コミュニティセンター化にともな |
| | 館につい | エレベーターの設置 | い、各公民館を改修する予定はありま |
| | て | ・倉庫の増設 | せん。 |
| | | ・和室のバリアフリー化 | なお、「公共施設等総合管理計画」 |
| | | ・全体的な模様替え | にもとづき、怡土公民館は平成 33 年 |
| | | | 度、34年度に改修する予定です。改修 |
| | | | にあたっては、事前に地域のご要望を |
| | | | お伺いし、改修内容を決定する予定で |
| | | | す。 |
| | | | →計画(素案)は現行のままとします。 |
| | | | |
| 無記入 | 無記入 | 地域住民とともに最適な機能等を検 | 市民が自由に利用できる談話室等 |
| | | 討する。 | の設置は、まちづくりを推進する上で |
| | | (1)談話室(いつでも誰でも出入可) | 有効と考えますが、現行の施設におい |
| | | を設け、地域住民の憩いと交流の場を | ての談話室の配置は難しいため、「公 |
| | | 提供する。 | 共施設等総合管理計画」に基づく改修 |
| | | ①テーブル、椅子、ソファー等設置 | 時に地域の意見を基に設置を検討し |
| | | ②市の広報誌、一般情報誌、新聞など | ます。 |
| | | の陳列 | →計画(素案)は現行のままとします。 |
| | | ③自動販売機の設置 | |

| ページ | 該当箇所 | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|-----|--------|--------------------|--------------------|
| P 4 | 12 項目の | 13 項目として、「コミュニティセン | 地域懇談会を開催する予定はあり |
| | 次 | ター化に伴う地域懇談会の開催につい | ませんが、地域からの要望等、必要に |
| | | て」の項目を挿入することを提案しま | 応じて開催したいと考えます。 |
| | | す。 | →計画(素案)は現行のままとします。 |
| | | | |
| | | 提案理由(長文のため、一部抜粋。) | |
| | | 今回の改革は糸島市にとっては大改 | |
| | | 革であり、次に飛躍していくためチャ | |
| | | ンスと思います。 | |
| | | それで、糸島市まちづくり基本条例、 | |
| | | 第5条情報の提供、第8条の市民意思 | |
| | | の把握、第10条市民の権利、第11条 | |
| | | 市民の責務の観点から、校区単位でコ | |
| | | ミュニティセンター設置に伴う地域懇 | |
| | | 談会の開催を提案します。 | |
| | | 何のために行うのか、これまでの総 | |
| | | 括をして、だから今回の改革の意義を | |
| | | 地域住民に周知するということ、これ | |
| | | に加えて、平成30年11月にいとしま | |
| | | 共創プランの検証と改訂された、各校 | |
| | | 区のまちづくりを地域住民でみんなの | |
| | | ものとするため、情報の共有と実践を | |
| | | 確認する場にして欲しいと思います。 | |
| | | そして、何よりも、地域の課題解決 | |
| | | は地域住民がやっていくという機運を | |
| | | 醸成する場にすることが必要と思いま | |
| | | す。そのためにも、その移行時期に、 | |
| | | 住民と行政がスクラム組んで進めてい | |
| | | くきっかけづくりの場として、地域懇 | |
| | | 談会はこのタイミングが最適と思いま | |
| | | す。 | |
| | | | |

| ページ | 該当箇所 | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|------|-------|-------------------|--------------------|
| P 3 | 必要に応 | センター職員には、ボランティア精 | コミュニティセンターへ移行後も、 |
| 28 行 | じて、指定 | 神ももちろんだが、生涯学習を構築す | 従前のサービス水準を維持するため、 |
| | 管理者制 | る力、コミュニティ活動の支援など、 | センター職員の研修等を実施する予 |
| | 度等によ | プロとしての力が求められ、現在は教 | 定です。 |
| | る民営方 | 育委員会のもとで指導や様々な研修を | また、センターの民営化は、地域か |
| | 式の導入 | 受け、嘱託職員として比較的身分が保 | ら民営化を希望する声が寄せられた |
| | を検討す | 証された中で仕事に従事することがで | 際に、地域と十分に協議し、決定した |
| | る。 | きている。他県では、民営化したもの | いと考えます。 |
| | | の、不安定な身分ということで人材が | →計画(素案)は現行のままとします。 |
| | | 集まらず、再び公営にもどった館もあ | |
| | | るので、糸島での民営化は希望する校 | |
| | | 区だけにしてほしい。 | |
| | | | |
| 無記入 | 無記入 | 南校区の住民です。主事さんが3月 | 無記名による提出のため無効とする。 |
| | | 末でやめると聞きました。困ります。 | |
| | | 何とか引きとめてもらえませんか。せ | |
| | | っかく公民館が明るくなったのに皆困 | |
| | | っています。 | |
| | | | |

このたび、糸島市コミュニティセンター設置計画(素案)に対するパブリックコメントを実施したところ、施設整備に対するご意見が2件、新制度の周知方法に対するご意見が1件、施設の運営に対するご意見が1件、合計4件のご意見が寄せられました。

今後、コミュニティセンター化に向けた市の方針を決定し、具体的な利用規程等の整備を行うこととなりますが、公民館のコミュニティセンター化にあたっては、これまで以上に市民に親しまれる施設となるよう、地域の話を伺いながら進める所存です。

糸島市企画部地域振興課 教育部生涯学習課